

常願寺川公園 民間活力導入事業 質問に対する回答

(1) 公募設置等指針について

番号	該当箇所	質問内容	回答
1	公募設置等指針 P.12 第2章 5.図 2-1	管理運営期間（20年）の間、公募対象公園施設の増築・改築は可能と考えてよろしいでしょうか。	都市公園利用者の利便性の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号の基準に適合すると認められる場合に限り、協議のうえ、公募設置等計画や設置管理許可の変更が可能です。
2	公募設置等指針 P.8 第2章 1.（2）	公募対象施設の収益が良好な場合、施設の増設などは可能か	都市公園利用者の利便性の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号の基準に適合すると認められる場合に限り、協議のうえ、公募設置等計画や設置管理許可の変更が可能です。
3	公募設置等指針 P.5 第1章 3.（4）	公募設置等予定者は複数者選定される場合もあるか	県は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。 公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、または公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。 最終的な認定計画提出者は1者となります。
4	公募設置等指針 P.8 第2章 1.（2）⑨	“既存のサイン(園内案内図)について、認定計画提出者の負担において、板面表示を更新”とありますが、これが汚損・破損した場合の復旧費用の負担などについて聞かせて下さい。	既存サインの管理については、引き続き県（指定管理者）で実施します。
5	公募設置等指針 P.11 第2章 2.（2）	公園施設及び公園内における、利用制限や注意喚起などの明示のための看板の新設を検討しております。設置に際し制限がありますか。	看板は、都市公園内であれば設置可能です。ただし、標示内容によっては設置を許可できない場合もあります。
6	公募設置等指針 P.9 第2章 1.（3）⑩	現在、指定管理者により自動販売機の設置事業を行っているとお見受けしますが、認定計画提出者が自動販売機の設置事業を計画した場合、制限はありますか？	公募対象公園施設の一部として設置可能です。
7	公募設置等指針	“公園施設”について『都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン 改正歴：5年3月31日』の『公園施設及び公募対象公園施設一覧』を参照していますが正しいでしょうか。	公園施設とは、都市公園法第2条第2項の1から9に該当し、都市公園の効用を全うするために設けられる施設です。
8	公募設置等指針 P.10 第2章 2.（2）①	公園内及び公園施設の長時間にわたる不当な占有者がいた場合、占有者に対してどこまで行動をすべきでしょうか。またその場合、適応される法律にはどのようなものがあるでしょうか。	不当な占有者を発見した場合は、県にご連絡ください。
9	公募設置等指針 P.11 第2章 1.（6）	“※公園使用料＝事業期間×年額公園使用料×対象面積”とう文言と、“設置許可使用料”という言葉がありますが、それぞれ、何を示すことなのか解説をお願いいたします。	公募対象公園施設を設置にあたっては、都市公園法第5条第1項に規定される設置許可を受ける必要があります。その際に、使用される土地の面積に応じた使用料を県に支払っていただきます。質問中の「公園使用料」と「設置許可使用料」は同義です。
10	公募設置等指針 P.11 第2章 2.（2）①	新たに設置する園路に、水を利用した融雪装置を付した場合、その融雪装置にかかる費用は、認定計画提出者の負担となるのでしょうか。	特定公園施設とする場合、その整備に要する費用は、掛かる費用の9割までを上限に、県で負担します。特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととしています。
11	公募設置等指針 P.11 第2章 2.（2）②	トイレ改修を行った場合、そこで使用される消耗品の調達は認定計画提出者でしょうか。	特定公園施設の管理運営費用は、認定計画提出者にすべて負担していただくこととしています。